

○経済産業省告示第百十六号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があつたので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月二十五日

経済産業大臣 武藤 容治

一 特定社会基盤事業の種類

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業

二 特定社会基盤事業者の名称

コスモ石油株式会社

三 変更前の住所

東京都港区芝浦一丁目一番一号

四 変更後の住所

東京都中央区京橋一丁目七番一号

五 変更年月日

令和七年七月二十二日